

送 付 票

第 号  
平成 年 月 日

殿

都道府県知事  
市(指定都市)長  
市(中核市)長

衛生行政報告例の提出について

平成16年度の標記報告表を別紙の通り提出する。

1 年度報 提出期限 平成17年5月末

報 告 表	提出	未提出表の 提出予定日	報 告 表	提出	未提出表の 提出予定日
第1			第13の2		
精神障害者申請・通報・届出及び移送の状況			特定給食施設に対する指導		
第2			第14		
精神障害者措置入院・仮退院状況			衛生検査		
第3			第14の2		
医療保護入院・応急入院・移送による入院届出状況			衛生検査機関における機器設備状況		
第4			第15		
精神医療審査会の審査状況			地方衛生研究所における職種別職員設置状況		
第5			第16		
精神障害者通院医療			建築物環境衛生		
第6			第17		
精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数			建築物環境衛生に係る登録営業所		
第7			第18		
精神保健福祉センターにおける相談等			墓地、火葬場及び納骨堂		
第8			第19		
精神保健福祉センターにおける技術指導等			埋葬及び火葬並びに改葬		
第9			第20		
精神保健福祉センターにおける職種別職員設置状況			興行場		
第10			第21		
栄養士免許交付			ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業		
第11			第22		
調理師免許交付			公衆浴場		
第13			第23		
給食施設			理 容 所		

報 告 表	提出	未提出表の 提出予定日	報 告 表	提出	未提出表の 提出予定日
第24			第35の2		
美容所			医療法人に対する指導・監督		
第25			第41		
クリーニング			准看護師の免許交付		
第26			第47		
許可を要する食品関係営業施設			薬 局		
第27			第48		
許可を要しない食品関係営業施設			薬事監視		
第28			第49		
食品衛生管理者			毒物劇物監視		
第29			第50		
製菓衛生師免許交付状況			不妊手術		
第30			第51		
食品等の収去試験			人工妊娠中絶		
第31			第52		
乳の収去試験			特定疾患(難病)医療受給者証所持者数		
第32			第53		
乳処理量			特定疾患(難病)登録者証所持者数		
第33			第54		
環境衛生及び食品衛生関係職員			特定疾患(難病)医療受給者証・登録者証の変更状況		
第34			第55		
医療法第25条の規定に基づく立入検査			特定疾患(難病)医療受給者証・登録者証所持者の状況		
第35					
医療法人					

2 隔年報 提出期限 平成17年2月末

第12	就業調理師		第42	就業保健師の年齢階級別状況	
第36	就業あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師		第43	就業助産師の年齢階級別状況	
第37	あん摩、マッサージ及び指圧、はり、きゆう並びに柔道整復の施術所		第44	就業看護師の年齢階級別状況	
第38	就業歯科衛生士の年齢階級別状況		第45	就業准看護師の年齢階級別状況	
第39	就業歯科技工士の年齢階級別状況		第46	就業保健師・助産師・看護師・准看護師の従事期間状況	
第40	歯科技工所				

(注) 1 提出する表は「提出」欄に「○印」を記入し、未提出表については「未提出表の提出予定日」欄に予定日を記入すること。

(衛生行政報告例)

## 第 1 精神障害者申請・通報・届出及び移送の状況

都道府県名  
指定都市名

平成 16 年度分

1	6	1	0	1	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	申請通報 届出件数 (1)	調査により診察の必要がないと認めた者 (2)	診察を受けた者		移送を行った件数		
			法第29条該当 症状の者 (3)	法第29条 該当症状で なかった者 (4)	調査から1次 診察場所まで (5)	1次診察場所 から2次診察 場所まで (6)	2次診察場所 から病院まで (7)
一般からの申請 (01)							
警察官からの通報 (02)							
検察官からの通報 (03)							
保護観察所の長からの通報 (04)							
矯正施設の長からの通報 (05)							
精神病院の管理者からの届出 (06)							
計 (07)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条から第26条の2までの規定により、申請、通報又は届出がなされた精神障害者又はその疑いがある者について行った調査、診察及び移送の状況を申請、通報又は届出の経路別に計上すること。
- 2 表頭の「調査により診察の必要がないと認めた者(2)」には、その年度中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その年度中に処理したものを計上し、「診察を受けた者」には、その年度中までに申請、通報又は届出がなされた者のうち、その年度中に診察の結果が判明した者を計上すること。
- 3 表頭の「移送を行った件数」には、法第27条及び法第29条の2の2に規定する移送を行った件数を計上すること。
- 4 同一人について表側の2以上の区分に該当する申請、通報又は届出がなされた者については、該当する区分の最下段にのみ計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 2 精神障害者措置入院・仮退院状況

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	2	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

	前年度末患者数 (1)	本年度中新規患者数 (2)	本年度中解除患者数 (3)	本年度末患者数 (4)
措置患者 (01)				
仮退院患者 (02) (「措置患者」の再掲)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定により、措置入院した患者及び法第40条の規定により仮退院の許可をした患者数を計上すること。
- 2 「前年度末患者数(1)」の表側「措置患者 (01)」には、前年度末の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。
- 3 「本年度中新規患者数(2)」には、その年度中に新たに措置入院した患者数を計上すること。
- 4 「本年度中解除患者数(3)」には、その年度中に措置入院を解除された患者数を計上すること。
- 5 「本年度末患者数(4)」の表側「措置患者 (01)」には、その年度末現在の措置患者数を計上し、また、「仮退院患者 (02)」には、「措置患者 (01)」に計上されたもののうち、仮退院中の者を再掲し、計上すること。

(衛生行政報告例)

### 第 3 医療保護入院・応急入院及び移送による入院届出状況

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	3	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

	医 療 保 護 入 院			応 急 入 院 (4)
	保 護 者 の 同 意 に よ る 入 院 (1)	扶 養 義 務 者 の 同 意 に よ る 入 院 (2)	退 院 (3)	
届 出 数 (01)				
移 送 に よ る (再 掲) (02)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条、第33条の2及び第33条の4の規定により精神病院の管理者から届け出られた医療保護入院、退院及び応急入院のその年度中の届出数を計上するとともに、法律第34条に基づき移送された数を再掲すること。
- 2 表側「届出数(01)」の「保護者の同意による入院(1)」には法律第33条第1項、「扶養義務者の同意による入院(2)」には同条第2項、「退院(3)」には法第33条の2、「応急入院(4)」には法第33条の4第1項に該当する件数をそれぞれ計上すること。
- 3 表側「移送による(再掲)(02)」の「保護者の同意による入院(1)」には法第34条第1項、「扶養義務者の同意による入院(2)」には同条第2項、「応急入院(4)」には同条第3項に該当する件数をそれぞれ再掲すること。

(衛生行政報告例)

## 第 4 精神医療審査会の審査状況

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	4	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

(定期の報告等)

	審査件数 (1)	審査結果件数			審査中 (5)
		現在の入院形態が 適 当 (2)	他の入院形態への 移行が 適 当 (3)	入院継続不要 (4)	
医療保護入院時の届出 (01)					
入院中の 定期報告	医療保護入院 (02)				
	措置入院 (03)				
計 (04)					

(退院等の請求)

	審査件数 (1)	審査結果件数		審査中 (4)
		入院又は処遇は適当 (2)	入院又は処遇は不適當 (3)	
退院の請求 (05)				
処遇改善の請求 (06)				
計 (07)				

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定に基づいて審査されたもの(定期の報告等)及び法第38条の5第2項の規定に基づいて審査されたもの(退院等の請求)について、その年度中の審査件数・審査結果件数及び審査中の件数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 5 精神障害者通院医療

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	5	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	被 用 者 保 険		国 民 健 康 保 険 (3)	老 人 保 健 法 (4)	生 活 保 護 法 (5)	そ の 他 (6)	計 (7)
	本 人 (1)	家 族 (2)					
申 請 (01)							
合 格 (02)							
承 認 (03)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条第1項の規定による通院医療費の公費負担の申請、合格及び承認についての人員を計上すること。  
2 表頭「被用者保険」の「本人(1)」「家族(2)」又は「国民健康保険(3)」の被保険者であって、老人保健法による医療受給者は「老人保健法(4)」にのみ計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 6 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登録数

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	6	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転 入 (年度中) (3)	転 出 (年度中) (4)	返 還 (年度中) (5)	障害の等級 の 変 更 (年度中)		年 度 末 現 在 (8)	有 効 期 限 切 れ ((8)の再掲) (9)	認 定 更 新 (年度中) (10)
						増 (6)	減 (7)			
1 級 (01)										
2 級 (02)										
3 級 (03)										
計 (04)										

日本工業規格 A 列 4 番

(注) この表には、都道府県又は指定都市に備えられている精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載内容に基づいて計上すること。

## 第 7 精神保健福祉センターにおける相談等

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	7	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	相談、デイ・ケア、訪問指導					(再掲) 相 談									
	実 人 員 (1)	(再掲)新規者の受付経路				実 人 員 (6)	延 人 員								計 (14)
		保 健 所 (2)	市 町 村 (3)	医 療 機 関 (4)	そ の 他 (5)		老 人 精 神 保 健 (7)	社 会 復 帰 (8)	ア ル コ ー ル (9)	薬 物 (10)	思 春 期 (11)	心 の 健 康 づ く り (12)	そ の 他 (13)		
被 指 導 人 員 (01)															

	(再掲) デイ・ケア		(再掲) 訪問指導		電 話 相 談 延 人 員 (19)	普 及 啓 発				
	実 人 員 (15)	延 人 員 (16)	実 人 員 (17)	延 人 員 (18)		地 域 住 民 へ の 講 演 会 等 (1)	(再掲)薬物関 連問題(アル コールを除く) (2)	精 神 障 害 者 (家族) 対 対 する 教 室 等 (3)	(再掲)薬物関 連問題(アル コールを除く) (4)	地 域 住 民 と 精 神 障 害 者 と の 地 域 交 流 会 (5)
被 指 導 人 員 (01)										

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、精神保健福祉センターが本年度中に行った精神保健福祉に関わる相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。
- 2 「普及啓発」の表頭「(再掲)薬物関連問題(アルコールを除く。)(2)(4)」には、覚せい剤等の薬物関連問題に関する講演会・家族教室等を開催した場合について計上すること。  
なお、他のテーマで講演会・家族教室等を開催した際に、薬物関連問題を扱った場合についても含むこととする。



(衛生行政報告例)

## 第 8 精神保健福祉センターにおける技術指導等

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度分

1	6	1	0	8	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	技術指導・援助（延件数）								教育研修	
	老人精神 保 (1)	社会復帰 (2)	アルコール (3)	薬 物 (4)	思 春 期 (5)	心の健康 づ く り (6)	そ の 他 (7)	計 (8)	延 件 数 (9)	参加延人員 (10)
保 健 所 (01)										
市 町 村 (02)										
福 祉 事 務 所 (03)										
医 療 施 設 (04)										
介護老人保健施設 (05)										
社会復帰施設 (06)										
社会福祉施設 (07)										
そ の 他 (08)										
実 施 件 数 (09)										

	組 織 育 成					
	患 者 会 (1)	家 族 会 (2)	断 酒 会 (3)	職 親 会 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
支 援 件 数 (10)						

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健福祉センターが本年度中に関係機関に対して行った精神保健福祉に関わる技術指導・援助及びその職員に対する教育研修の件数等並びに精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 9 精神保健福祉センターにおける職種別職員設置状況

都道府県名  
指定都市

平成 16 年度末現在

1	6	1	0	9	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	医 師 (1)	保 健 師 (2)	看 護 師 (3)	作 業 療 法 士 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
実 人 員 (01)						
精 神 保 健 福 祉 士 ( (01) の 再 掲 ) (02)						
精 神 保 健 福 祉 相 談 員 ( (01) の 再 掲 ) (03)						

日本工業規格A列4番

(注) この表には、精神保健福祉センターの本年度末現在における職種別職員数を次により計上すること。

- 1 精神保健福祉センターに勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、休職中の者を除く。）について、職種別に区分して計上すること。
- 2 3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 3 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 10 栄 養 士 免 許 交 付

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	1	0	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

指 定 養 成 施 設 卒 業 (1)	試 験 合 格 (2)	計 (3)

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、栄養士法第 2 条及び第 4 条の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を、同法施行令第 2 条の規定により作成した栄養士名簿に基づいて計上すること。
- 2 「指定養成施設卒業(1)」には、法第 2 条の規定に該当する者を計上すること。
- 3 「試験合格(2)」には、昭和 60 年改法附則第 5 条第 1 項の規定に該当する者を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 11 調 理 師 免 許 交 付

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	1	1	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

指定養成施設卒業者 (1)	講習課程修了者 (2)	都道府県知事試験合格者 (3)	附則第3項による講習認定 (4)	計 (5)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、調理師法第3条第1項の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を、法第5条第2項に規定する調理師名簿に基づいて計上すること。
- 2 「指定養成施設卒業者(1)」には、法第3条第1項第1号に該当する者を計上すること。
- 3 「講習課程修了者(2)」には、旧法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
- 4 「都道府県知事試験合格者(3)」には、法第3条第1項第2号に該当する者を計上すること。
- 5 「附則第3項による講習認定(4)」には、昭和56年法第89号附則第3項に該当する者を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 12 就 業 調 理 師

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	1	2	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

就 業 場 所											
寄 宿 舎 (1)	学 校 (2)	病 院 (3)	事 業 所 (4)	社会福祉 施 設 (5)	介護老人 保健施設 (6)	矯 正 設 施 (7)	飲 食 店 業 営 (8)	魚 介 類 販 売 業 (9)	そうざい 製 造 業 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、調理師法第5条の2第1項の規定により、就業する調理師が12月31日現在において都道府県知事に届け出た「調理師業務従事者届」に基づき、就業調理師の数を就業場所別に計上すること。

第 13 給 食 施 設

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 16 年度末現在

1	6	1	1	3	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数 (8)
		施設数 (1)	管理栄養士数 (2)	施設数 (3)	管理栄養士数 (4)	栄養士数 (5)	施設数 (6)	栄養士数 (7)	
指 定 施 設 ①	学 校 (01)								
	病 院 (02)								
	介護老人保健施設 (03)								
	老人福祉施設 (04)								
	児童福祉施設 (05)								
	社会福祉施設 (06)								
	事業所 (07)								
	寄宿舎 (08)								
	矯正施設 (09)								
	自衛隊 (10)								
	一般給食センター (11)								
	その他 (12)								
	計 (13)								
1 回 3 0 0 食 以 上 又 は 1 日 7 5 0 食 以 上 (指定施設①を除く)②	学 校 (14)								
	病 院 (15)								
	介護老人保健施設 (16)								
	老人福祉施設 (17)								
	児童福祉施設 (18)								
	社会福祉施設 (19)								
	事業所 (20)								
	寄宿舎 (21)								
	矯正施設 (22)								
	自衛隊 (23)								
	一般給食センター (24)								
計 (26)									
1 回 1 0 0 食 以 上 又 は 1 日 2 5 0 食 以 上 (①、②を除く)	学 校 (27)								
	病 院 (28)								
	介護老人保健施設 (29)								
	老人福祉施設 (30)								
	児童福祉施設 (31)								
	社会福祉施設 (32)								
	事業所 (33)								
	寄宿舎 (34)								
	矯正施設 (35)								
	自衛隊 (36)								
	一般給食センター (37)								
計 (39)									
そ の 他 の 給 食 施 設	学 校 (40)								
	病 院 (41)								
	介護老人保健施設 (42)								
	老人福祉施設 (43)								
	児童福祉施設 (44)								
	社会福祉施設 (45)								
	事業所 (46)								
	寄宿舎 (47)								
	矯正施設 (48)								
	自衛隊 (49)								
	一般給食センター (50)								
	計 (52)								

日本工業規格A列3番

(注) この表には、健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設及び法第18条第1項第2号により把握されているその他の給食施設について、管理栄養士・栄養士の配置別に区分し、年度末現在の施設数及び管理栄養士・栄養士数を施設の種類別に計上すること。ただし、法第21条第1項の規定により都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が指定した施設、法第21条第2項に基づき栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設、それ以外の特定給食施設に区分して計上すること。

特定給食施設又はその他の給食施設であって、同一施設が表側の複数の施設に給食を供給している場合は、給食設備を有する区分にのみ計上すること。

なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。）又は特別区のある都道府県にあっては、それらの分を含めて計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 13の2 特定給食施設に対する指導

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 6 1 1 3 2

平成 16 年度末現在

	指 定 施 設								指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設					
	立 入 検 査 件 数 (1)	指 導 ・ 助 言 件 数		勧 告 件 数		命 令 件 数		罰 則 処 分 件 数		立 入 検 査 件 数 (10)	指 導 ・ 助 言 件 数 (11)	勧 告 件 数 (12)	命 令 件 数 (13)	罰 則 処 分 件 数 (14)
		管 理 栄 養 士 配 置 (2)	栄 養 管 理 (3)	管 理 栄 養 士 配 置 (4)	栄 養 管 理 (5)	管 理 栄 養 士 配 置 (6)	栄 養 管 理 (7)	管 理 栄 養 士 配 置 (8)	栄 養 管 理 (9)					
学 校 (01)														
病 院 (02)														
介護老人保健施設 (03)														
老人福祉施設 (04)														
児童福祉施設 (05)														
社会福祉施設 (06)														
事業所 (07)														
寄宿舎 (08)														
矯正施設 (09)														
自衛隊 (10)														
一般給食センター (11)														
その他 (12)														
計 (13)														

(注) この表には、健康増進法第22条指導及び助言、法第23条勧告及び命令、法第24条立入検査等の実施状況を学校からその他の施設の各区分ごとに計上すること。

1 6 1 1 4 0

	依 頼 に よ る も の				依 頼 に よらないもの (5)	
	住 民 (1)	保 健 所 (2)	保健所以外の 行政機関 (3)	その他(医療 機関、学校、 事業所等) (4)		
結核	分離・同定・検出 (01)					
	核 酸 検 査 (02)					
	化学療法剤に対する耐性検査 (03)					
性病	梅 毒 (04)					
	そ の 他 (05)					
ウイルス・リケッチア等検査	分離同定検査					
	ウ イ ル ス (06)					
	リ ケ ッ チ ア (07)					
	クラミジア・マイコプラズマ (08)					
	ウ イ ル ス (09)					
抗体検査	リ ケ ッ チ ア (10)					
	クラミジア・マイコプラズマ (11)					
病原微生物の動物試験 (12)						
原虫・寄生虫等	原 虫 (13)					
	寄 生 虫 (14)					
	そ 族 ・ 節 足 動 物 (15)					
	真 菌 ・ そ の 他 (16)					
食中毒	病原微生物検査					
	細 菌 (17)					
	ウ イ ル ス (18)					
	核 酸 検 査 (19)					
	理 化 学 的 検 査 (20)					
動物を用いる試験 (21)						
	そ の 他 (22)					
臨床検査	血液検査(血液一般検査) (23)					
	血清等検査	エイズ(HIV)検査 (24)				
		H B s 抗原、抗体検査 (25)				
		そ の 他 (26)				
	生化学検査	先天性代謝異常検査 (27)				
		そ の 他 (28)				
	尿検査	尿 一 般 (29)				
		神 経 芽 細 胞 腫 (30)				
		そ の 他 (31)				
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査) (32)					
	そ の 他 (33)					
食品等検査	微生物学的検査 (34)					
	理化学的検査(残留農薬・食品添加物等) (35)					
	動物を用いる試験 (36)					
	そ の 他 (37)					
上記以外欄検査	分離・同定・検出 (38)					
	核 酸 検 査 (39)					
	抗 体 検 査 (40)					
	化学療法剤に対する耐性検査 (41)					
医 薬 品 (42)						

	依 頼 に よ る も の				依 頼 に よらないもの (5)	
	住 民 (1)	保 健 所 (2)	保健所以外の 行政機関 (3)	その他(医療 機関、学校、 事業所等) (4)		
医薬品・家庭用品等検査	医 薬 部 外 品 (43)					
	化 粧 用 品 (44)					
	医 療 用 具 (45)					
	毒 劇 物 (46)					
	家 庭 用 品 (47)					
そ の 他 (48)						
栄養関係検査 (49)						
水道等水質検査	水道原水	細菌学的検査 (50)				
		理化学的検査 (51)				
		生物学的検査 (52)				
	飲用水	細菌学的検査 (53)				
		理化学的検査 (54)				
		利用水等(プール水等を含む)	細菌学的検査 (55)			
理化学的検査 (56)						
廃棄物関係検査	一般廃棄物	細菌学的検査 (57)				
		理化学的検査 (58)				
	産業廃棄物	生物学的検査 (59)				
		細菌学的検査 (60)				
理化学的検査 (61)						
生物学的検査 (62)						
環境・公害関係検査	大気検査	SO <sub>2</sub> ・NO <sub>2</sub> ・OX等 (63)				
		浮遊粒子状物質 (64)				
		降 下 煤 塵 (65)				
		有害化学物質・貴金属等 (66)				
		酸 性 雨 (67)				
	そ の 他 (68)					
	水質検査	公 共 用 水 域 (69)				
		工 場 ・ 事 業 場 排 水 (70)				
		浄 化 槽 放 流 水 (71)				
		そ の 他 (72)				
騒 音 ・ 振 動 (73)						
悪 臭 検 査 (74)						
土 壌 ・ 底 質 検 査 (75)						
環境生物検査	藻類・プランクトン・魚介類 (76)					
	そ の 他 (77)					
	一 般 室 内 環 境 (78)					
そ の 他 (79)						
放射能	環境試料(雨水・空気・土壌等) (80)					
	食 品 (81)					
	そ の 他 (82)					
温 泉 (鉱 泉) 泉 質 検 査 (83)						
そ の 他 (84)						

(注) 1 この表には、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令市又は特別区の衛生検査施設(地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。)が、その年度中に行った衛生検査の件数を計上すること。  
 なお、その他の政令市又は特別区で衛生検査施設を有する都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。  
 2 その年度中に検査の結果が判明したものについて計上すること。



(衛生行政報告例)

## 第 14の2 衛生検査機関における機器設備状況

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 16 年度末現在

1	6	1	1	4	2		
---	---	---	---	---	---	--	--

		DNAシーケンサー	PCR遺伝子増幅装置	定量PCR装置	プロテインゲ装置	パルスフィールド電気泳動装置	電子顕微鏡	ICPMS	LCMS	ガスクロマトグラフ質量分析装置	キャピラリー電気泳動装置	TOC全有機炭素分析計	溶出試験機	赤外分光光度計 (FTIR)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
保有台数	地方衛生研究所 (01)													
	保健所 (02)													
	その他の公的研究機関等 (03)													

日本工業規格A列4番

(注) この表には、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令市又は特別区の衛生検査機関が保有する機器について、年度末現在で台数を計上すること。  
なお、その他の政令市又は特別区で衛生検査機関を有する都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 15 地方衛生研究所における職種別職員設置状況

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度末現在

1	6	1	1	5	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	医 師 (1)	歯科医師 (2)	獣 医 師 (3)	薬 剤 師 (4)	保 健 師 (5)	看 護 師 (6)	診療放射 線 技 師 (7)	臨床検査 技 師 (8)	衛生検査 技 師 (9)	管 理 栄 養 士 (10)	栄 養 士 (11)	保健医療関 係の資格を 有する職員 (左記以外) (12)
実 人 員 (01)												

	主に研究及び検査を行う職員（上記以外）				そ の 他 (17)	計 (18)
	化 学 系 技 術 職 員 (13)	理 工 学 系 技 術 職 員 (14)	農 学 系 技 術 職 員 (15)	そ の 他 の 技 術 職 員 (16)		
実 人 員 (01)						

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令市又は特別区の衛生検査施設（地方衛生研究所又はこれに準ずる施設をいう。）の職員の本年度末現在における職種別職員数を次により計上すること。  
なお、その他の政令市又は特別区で衛生検査施設を有する都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 衛生検査施設に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含み、退職中の者を除く。）について、職種別に区分して計上すること。
- 3 3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
- 4 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

# 第 16 建 築 物 環 境 衛 生

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	1	6	0				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

	特定建築物届出施設数		立入検査回数 (3)	処 分 件 数 (年度中)		被指導施設数 (6)
	新規届出 (年度中) (1)	施設数(年度末現在) (2)		改 善 命 令 (4)	使 用 停 止 ・ 使 用 制 限 (5)	
特 定 建 築 物	興 行 場 (01)					
	百 貨 店 (02)					
	店 舗 (03)					
	事 務 所 (04)					
	学 校 (05)					
	旅 館 (06)					
	その他の特定建築物 (07)					
	再掲 もっぱら事務所の用途 に供される特定建築物 (08)					
	そ の 他 の 建 築 物 (09)					
	計 (再掲を除く。) (10)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の施設数並びに立入検査回数、処分件数及び保健所が指導を行った施設の延数を計上すること。  
 なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 立入検査もかねて指導を行った場合は、「立入検査回数(3)」及び「被指導施設数(6)」のそれぞれに「1」と計上すること。
- 3 表頭「使用停止・使用制限(5)」には、法第12条の規定に基づいて、特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止又は制限した延件数を計上すること。
- 4 表側「その他の特定建築物(07)」には、集会場、図書館、美術館又は遊技場を計上すること。
- 5 「もっぱら事務所の用途に供される特定建築物(08)」には、建物の全部が事務所の用途に供される建築物で、都道府県知事又は政令市の市長が都道府県労働局長に通知した事務所を再掲で計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 17 建築物環境衛生に係る登録営業所

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	1	7	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

	登録営業所数 (年度末現在) (1)	登録件数 (年度中) (2)	登録廃止件数 (年度中) (3)	登録取消件数 (年度中) (4)	登録有効期間満了件数 (年度中) (5)
建築物清掃業 (01)					
建築物空気環境測定業 (02)					
建築物飲料水水質検査業 (03)					
建築物飲料水貯水槽清掃業 (04)					
建築物ねずみ・昆虫等防除業 (05)					
建築物環境衛生一般管理業 (06)					
建築物総合管理業 (07)					
建築物空気調和用ダクト清掃業 (08)					
建築物排水管清掃業 (09)					
計 (10)					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について、登録営業所数、登録件数、登録廃止件数、登録取消件数及び登録有効期間満了件数を計上すること。
- 2 表側には、法第12条の2第1項による事業の種別に区分して計上すること。  
なお、同一営業所で2種以上の登録をしている場合は、登録の種別により、それぞれ「1」と計上すること。
- 3 「登録有効期間満了件数(5)」には、法第12条の2第5項に定める登録の有効期間をその年度中に満了した営業所数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 18 墓地、火葬場及び納骨堂

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度末現在

1	6	1	1	8	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	墓 地 (1)	火 葬 場 (2)	納 骨 堂 (3)
地方公共団体 (01)			
民法法人 (02)			
宗教法人 (03)			
個人 (04)			
その他 (05)			
計 (06)			

日本工業規格A列4番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長から経営の許可を受けて現に経営している墓地、火葬場及び納骨堂の年度末現在の数を経営主体別に計上すること。

(衛生行政報告例)

# 第 19 埋 葬 及 び 火 葬 並 び に 改 葬

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	1	9	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	埋 葬 (1)	火 葬 (2)	計 (3)
死 体 (01)			
死 胎 (02)			

改 葬 (4)	無 縁 墳 墓 等 の 改 葬 (4) の 再 掲 ) (5)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により、市町村長が許可した、死体・死胎埋葬、死体・死胎火葬及び改葬の数を市町村長（指定都市の市長及び中核市の市長を除く。）から報告を求めて計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 20 興 行 場

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	0	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

常設の興行場数 (年度末現在)			営業許可件数 (年度中)		営業廃止数 (年度中)	処分件数 (年度中)	
映画館 (1)	スポーツ施設 (2)	その他 (3)	常設の興行場 (4)	仮設の興行場 (5)		営業許可取消 (7)	営業停止 (8)

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、興行場法第 2 条第 1 項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している興行場の本年度末現在数並びに本年度中における興行場の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。  
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 「映画館(1)」「スポーツ施設(2)」「その他(3)」の区分は当該施設における許可内容により計上すること。  
例えば、許可内容に 2 種以上の興行種目が記載されている場合は、その興行種目中に映画館とスポーツ施設が含まれているときは「映画館(1)」に、映画館が含まれずスポーツ施設が含まれているときは「スポーツ施設(2)」に、映画館とスポーツ施設が含まれていないときは、「その他(3)」に計上すること。
- 3 「営業許可取消(7)」及び「営業停止(8)」には、法第 6 条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 21 ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	1	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

ホテル営業 (年度末現在)		旅館営業 (年度末現在)		簡易宿所 営業施設数 (年度末現在)	下宿営業 施設数 (年度末現在)	営業許可 件数 (年度中)	営業廃止 件数 (年度中)	処分件数 (年度中)	
施設数 (1)	客室数 (2)	施設数 (3)	客室数 (4)					営業許可 取消 (9)	営業停止 (10)

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している旅館業の本年度末現在の施設数及び客室数(簡易宿所営業及び下宿営業については施設数のみ。)並びに本年度中における旅館業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。  
なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 「下宿営業施設数(6)」には、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が当該施設において行う下宿営業は計上しないこと。
- 3 「営業許可取消(9)」及び「営業停止(10)」には、法第 8 条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。



(衛生行政報告例)

## 第 22 公 衆 浴 場

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	2	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

公 衆 浴 場 (年度末現在)							営業許可 件 数 (年度中) (8)	営業廃止 件 数 (年度中) (9)	処分件数 (年度中)	
公 営		私 営							営業許可 取 消 (10)	営業停止 (11)
普通浴場 (1)	そ の 他 (2)	普通浴場 (3)	個室付浴場 (4)	ヘルス センター (5)	サウナ風呂 (6)	そ の 他 (7)				

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、公衆浴場法第2条第1項の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が許可している公衆浴場の年度末現在の施設数並びに本年度中における営業の許可件数、廃止件数及び処分件数について計上すること。  
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 公営の「普通浴場(1)」及び私営の「普通浴場(3)」には、公衆浴場の入浴料金が公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づく都道府県知事の統制をうけ、かつ、当該施設の配置について公衆浴場法第2条に基づく都道府県の条例による規制の対象にされているものを計上すること。公営の「その他(2)」には、「普通浴場(1)」に該当しないものを計上すること。
- 3 私営の「個室付浴場(4)」には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する営業をするものを計上し、「ヘルスセンター(5)」には、入浴施設のほかに休憩施設、娯楽施設、食堂又は喫茶室を設ける等娯楽又は休養を享受させる営業を主とするものを計上し、「サウナ風呂(6)」には、熱気を直接使用する入浴設備を主として利用させるものを計上すること。「その他(7)」には、前記「(3)」から「(6)」までに該当しないものを計上すること。
- 4 「営業許可取消(10)」及び「営業停止(11)」には、法第7条の規定により営業許可の取消し及び営業の停止を命じた本年度中の件数をそれぞれ計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 23 理 容 所

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	3	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

施 設 数 (年度末現在) (1)	従 業 理 容 師 数 (年度末現在) (2)	使 用 確 認 件 数 (年度中) (3)	閉 鎖 命 令 件 数 (年度中) (4)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、理容師法の規定による理容所の施設数、従業理容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。  
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。）又は特別区のある都道府県にあっては、それらの分を含めて計上すること。
- 2 「使用確認件数(3)」には、法第11条の2の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が理容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。
- 3 「閉鎖命令件数(4)」には、法第14条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が理容所の閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 24 美 容 所

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	4	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

施 設 数 (年度末現在) (1)	従 業 美 容 師 数 (年度末現在) (2)	使 用 確 認 件 数 (年度中) (3)	閉 鎖 命 令 件 数 (年度中) (4)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、美容師法の規定による美容所の施設数、従業美容師数、使用確認件数及び閉鎖命令件数について計上すること。  
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。）又は特別区のある都道府県にあっては、それらの分を含めて計上すること。
- 2 「使用確認件数(3)」には、法第12条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が美容所の施設について、使用に適する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。
- 3 「閉鎖命令件数(4)」には、法第15条の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が美容所の閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

# 第 25 クリーニング

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	2	5	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

クリーニング師 (年度中)		ク リ ー ニ ン グ 所						
免 許 件 数 (1)	免許取消件数 (2)	施 設 数 (年度末現在) (3)	指定洗たく物を 取り扱う施設数 (3)の再掲 (4)	取 次 所 数 (3)の再掲 (5)	従業クリーニン グ師数 (年度末現在) (6)	使用確認件数 (年 度 中) (7)	処 分 件 数 (年度中)	
							措 置 命 令 (8)	閉鎖・停止命令 (9)

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、クリーニング業法の規定によるクリーニング師の免許件数及び免許取消件数並びにクリーニング所の施設数、従業クリーニング師数、使用確認件数及び処分件数を計上すること。  
なお、この表のうち「クリーニング師」中の「(1)」及び「(2)」について、指定都市及び中核市にあっては該当なしと記入すること。  
また、この表のうち「クリーニング所」中の「(3)」から「(9)」までには、政令市（指定都市及び中核市を除く。）又は特別区のある都道府県にあっては、それらの分を含めて計上すること。
- 2 「免許件数(1)」には、法第6条の規定により、都道府県知事が本年度中に与えた免許件数を、法第8条第1項に規定するクリーニング師名簿に基づいて計上すること。
- 3 「施設数(年度末現在)(3)」には、法第5条の2の規定により都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が使用確認をしているクリーニング所の年度末現在数を計上すること。
- 4 「指定洗たく物を取り扱う施設数(3)の再掲(4)」には、「施設数(年度末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱うクリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものは除く。）について、年度末現在数を再掲し、計上すること。
- 5 「取次所数(3)の再掲(5)」には「施設数(年度末現在)(3)」に計上したクリーニング所のうち、受取及び引渡のみを行うクリーニング所について、年度末現在数を再掲し、計上すること。
- 6 「使用確認件数(年度中)(7)」には、法第5条の2の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長がクリーニング所の施設について、使用に適合する旨の確認をした本年度中の件数を計上すること。
- 7 「措置命令(8)」及び「閉鎖・停止命令(9)」には、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が、法第10条の2の規定により必要な措置をとることを命じた本年度中の件数及び法第11条の規定により営業の停止又は閉鎖を命じた本年度中の件数を計上すること。

第 26 許可を要する食品関係営業施設

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1 6 1 2 6 0

Table with columns: 営業施設数 (年度末現在), 営業許可施設数 (年度中) (継続, 新規), 廃業施設数 (年度中), 処分件数 (年度中) (営業許可取消命令, 営業禁止命令, 営業停止命令, 改善命令, 物品廃棄命令, その他), 告発件数 (年度中) (無許可営業, その他), 調査・監視指導施設数 (年度中). Rows include categories like 飲食店営業, 菓子製造業, 乳処理想業, etc.

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表には、食品衛生法第52条第1項に規定する許可を要する食品関係営業施設について、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が営業許可をしている年度末現在の施設数及び処分件数等について計上すること。
2 「継続(2)」には、法第52条第3項に規定する有効期間の満了に際し、引き続き同一営業について許可をしたその年度中の施設数を計上すること。
3 「新規(3)」には、法第52条第1項の規定により、その年度中に新たに営業の許可をした施設数を計上すること。
4 「廃業施設数(4)」には、その年度中に同法施行規則第21条の規定により廃業の届出のあった施設数及び廃業の届出はないが法第52条第3項に規定する有効期間満了前に継続営業許可の申請がないため当初の許可の効力が消滅し、廃業として処理した施設数を計上すること。
5 「処分件数」の「その他(10)」には、「営業許可取消命令(5)」から「物品廃棄命令(9)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。
6 「調査・監視指導施設数(13)」には、法第52条第1項に規定する許可を要する営業施設に対して、食品衛生監視員が年度中に行った調査指導及び監視指導の施設数を計上すること。
なお、計上単位は同一施設を1回調査指導又は監視指導することに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に調査指導又は監視指導した場合でも「1」と計上すること。

第 27 許可を要しない食品関係営業施設

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 6 1 2 7 0

平成 16 年度分

	営業施設数 (年度末現在) (1)	処 分 件 数 (年度中)				告 発 件 数 (年度中) (6)	監 視 指 導 施 設 数 (年 度 中) (7)
		営業禁止命令 (2)	営業停止命令 (3)	物品廃棄命令 (4)	そ の 他 (5)		
給食施設	学 校 (01)						
	病 院 ・ 診 療 所 (02)						
	事 業 所 (03)						
	そ の 他 (04)						
乳 さ く 取 業 (05)							
食 品 製 造 業 (06)							
野 菜 果 物 販 売 業 (07)							
そ う ざ い 販 売 業 (08)							
菓 子 (パンを含む。) 販 売 業 (09)							
食 品 販 売 業 (上記以外。) (10)							
添加物(法第11条第1項の規定により規格 が定められたものを除く。)の製造業 (11)							
添 加 物 の 販 売 業 (12)							
氷 雪 採 取 業 (13)							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は 販売業 (14)							
計 (15)							

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、営業を行うに際し、食品衛生法第52条第1項に規定する営業の許可を必要としない。本表左欄に掲げるものの施設数、業のうち都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が法第54条及び法第55条の規定により行った処分等について計上すること。  
 なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 「処分件数」の「その他(5)」には、「営業禁止命令(2)」から「物品廃棄命令(4)」まで以外のもので勧告による用途変更、始末書の提出等の件数を計上すること。
- 3 「監視指導施設数(7)」には、営業を行うに際し、食品衛生法第52条第1項に規定する営業の許可を必要としない食品関係営業施設のうち本表左欄に掲げる営業施設に対して、食品衛生監視員が年度中に行った監視指導の施設数を計上すること。  
 なお、計上単位は同一施設を1回監視指導するごとに「1」と計上すること。したがって、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合でも「1」と計上すること。

第 28 食 品 衛 生 管 理 者

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度末現在

1	6	1	2	8	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	医 師 ・ 歯科医師 (1)	薬 剤 師 (2)	獣 医 師 (3)	大学・旧制大学又は旧制専門学校で下 記の課程を修めて卒業した者				指定養成 施設を修 了した者 (8)	指定講習 会を修了 した者 (9)	計 (10)
				医学・歯 学・薬学・ 獣 医 学 (4)	畜 産 学 (5)	水 産 学 (6)	農 芸 化 学 (7)			
全粉乳（その容量が1,400グラム 以下であるかんに収められるもの に限る。）、加糖粉乳又は調製粉乳 の製造業又は加工業 (01)										
食肉製品（ハム・ソーセージ・ベー コンその他これらに類するものを いう。）の製造業又は加工業 (02)										
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの 製造業又は加工業 (03)										
食 品 の 放 射 線 照 射 業 (04)										
食用油脂（脱色又は脱臭の過程 を経て製造されるものに限る。） (05) の製造業又は加工業										
マーガリン又はショートニング の製造業又は加工業 (06)										
添加物（法第7条第1項の規定 により規格が定められたものに 限る。）の製造業又は加工業 (07)										
計 (08)										

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、食品衛生法第19条の17第1項に規定する食品衛生管理者について、年度末現在数を計上すること。  
 なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。  
 2 食品衛生管理者としての資格要件を2以上併せ有する場合は、資格該当区分のうち、番号の最も若い区分にのみ「1」と計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 29 製菓衛生師免許交付状況

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	2	9	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

本 年 度 中 免 許 交 付 者 数 (1)	本 年 度 末 現 在 免 許 交 付 者 数 (2)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、製菓衛生師法第3条の規定により、都道府県知事が行った製菓衛生師免許の交付者数を、法第7条第1項の規定により作成した製菓衛生師名簿に基づいて計上すること。



第 30 食品等の収去試験

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 6 1 3 0 0

平成 16 年度分

	収去したもの (実数)	試験した場所			試験の内容											不良 不検体数	不良理由(延数)							暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数(実数)									
		保健所	地方衛生研究所	その他	微生物学的検査			理化学的検査									動物を用いる試験	その他	大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	残留農薬基準		残留動物用医薬品	その他							
					細菌	ウイルス	その他	残留農薬	食品添加物	残留動物用医薬品	アレルギー物質	遺伝子組換え食品	その他	01	02												03	04	05	06	07	08	09
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
魚介類(01)																																	
無加熱摂取冷凍食品(02)																																	
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品(03)																																	
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品(04)																																	
生食用冷凍鮮魚介類(05)																																	
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)(06)																																	
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)(07)																																	
乳製品(08)																																	
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)(09)																																	
アイスクリーム類・氷(10)																																	
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)(11)																																	
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)(12)																																	
菓子類(13)																																	
清涼飲料水(14)																																	
酒類飲料(15)																																	
氷雪(16)																																	
水(17)																																	
かん詰・びん詰食品(18)																																	
その他の食品(19)																																	
添加物及びその製剤(20)																																	
器具及び容器包装(21)																																	
おもちゃ(22)																																	
計(23)																																	

日本工業規格 A 列 4 番

(注) 1 この表には、食品衛生法第28条第1項の規定により収去した食品(乳を除く。)等について、法第19条第1項及び第2項に規定する検査施設において行った試験検査の件数を計上すること。

なお、政令市(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区を含めて計上すること。

2 当該検査施設において試験の結果が判明したのものについて、その結果が判明した日の属する年度に計上すること。

3 表頭「不良理由(延数)」には、検査結果が不良であった検体について、その理由別に「大腸菌群(07)」から「その他(23)」までに計上すること。

例えば、同一検体について、2以上の不良理由がある場合は、該当欄にそれぞれ「1」と計上すること。

4 表頭「暫定的規制値の定められているものの試験した収去検体数(実数)(24)」には、食品中に残留するPCB、魚介類に含まれる水銀について、当該検査施設において検査を行ったものについて計上すること。ただし、同一検体について、PCBと水銀の検査を併せて行った場合も「1」と計上すること。

なお、同一検体について、表頭「(24)」欄の検査と表頭「(1)」～「(23)」欄の検査とを併せて行った場合は、「(24)」欄及び「(1)」～「(23)」の該当欄にそれぞれ計上すること。

# 第 31 乳 の 収 去 試 験

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	3	1	0				
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

	収去したものの (実数)	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査														乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査					
		試験した場所			試験の内容						不適 検体数	不適理由(延数)						試験した場所			検 査 数
		保健所	地 方 衛 生 研 究 所	その他	微生物 学 的 検 査	理化学的検査		その他	無脂乳 固形分	乳脂肪		比 重	酸 度	細菌数	大 腸 群	残 留 動 物 用 医 薬 品	保健所	地 方 衛 生 研 究 所	その他		
						残留動物 用医薬品	その他														
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)		
生	乳 (01)																				
牛	乳 (02)																				
低	脂 肪 牛 乳 (03)																				
加 工 乳	乳 脂 肪 分 3 % 以 上 (04)																				
	乳 脂 肪 分 3 % 未 満 (05)																				
そ の 他 の 乳 (06)																					

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、食品衛生法第17条第1項の規定により収去した乳について、法第18条第1項及び第2項に規定する検査施設で行った試験検査の結果を計上すること。  
 なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。  
 2 表側「その他の乳(06)」には、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳及び成分調整牛乳（低脂肪牛乳を除く。）を計上すること。  
 3 表頭「乳及び乳製品の成分規格の定めのない事項に関する検査」には、収去検体のうち、省令によって成分規格の定めのない事項（例えば、農薬、重金属等）に関する検査を行った場合に計上すること。

# 第 32 乳 処 理 量

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 16 年度分

1	6	1	3	2	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	無 殺 菌 乳 (キロリットル) (1)	殺 菌 乳 (キロリットル)			計 (5)
		63 °C ~ 65 °C (2)	75 °C 以上 (3)	瞬 間 (4)	
特 別 牛 乳 (01)					
牛 乳 (02)					
低 脂 肪 牛 乳 (03)					
加 工 乳	乳 脂 肪 分 3 % 以 上 (04)				
	乳 脂 肪 分 3 % 未 満 (05)				
そ の 他 の 乳 (06)					

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長が、食品衛生法第17条第1項の規定により、乳処理業を営業者等に報告させた乳について、乳の種類により処理方法別に、その処理量を計上すること。  
なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 本年度中に報告のあった乳の処理量を「キロリットル」単位で、小数点以下は四捨五入し整数で計上すること。
- 3 表側「その他の乳（06）」には、殺菌山羊乳及び成分調整牛乳（低脂肪牛乳を除く。）を計上すること。

### 第 33 環境衛生及び食品衛生関係職員

都道府県  
指定都市名  
中核市

(第 1 表)

平成 16 年度末現在

1	6	1	3	3	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	環境衛生 監視員 (1)	水道法 第39 条職 員 (2)	食品衛生 監視員 (3)	と畜 検査員 (4)	食鳥 検査員 (5)	狂犬病 予防員 (6)	家庭用品 衛生 監視員 (7)	計 (8)
専従者 (01)								
兼務者 (02)								
計 (03)								
主にその業務に従事して いる者 (兼務者の再掲) (04)								

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、環境衛生及び食品衛生関係法令の規定により、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長から任命又は指定された環境衛生及び食品衛生関係職員について、3月31日現在数を計上すること。  
 なお、政令市（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 現に環境衛生及び食品衛生関係職員として職務に従事している者について、専従者・兼務者別、職種別に分類して計上すること。

(衛生行政報告例)

### 第 34 医療法第25条の規定に基づく立入検査

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	3	4	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

	立入検査 延件数 (1)	処 分 件 数					告 発 件 数 (8)	新規開設 に伴う使用 許可件数 (9)	構造設備 の変更に 伴う使用 許可件数 (10)
		増員又は 業務の停止 命令 (2)	改 善 命 令 (3)	使用制限 又は禁止 (4)	管 理 者 変 更 (5)	許 可 の 取 消 (6)			
病 院 (01)									
診 療 所	一 般 (02)								
	歯 科 (03)								
助 産 所 (04)									
計 (05)									

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、医療法の規定により、医療監視員が行った立入検査延件数、処分件数及び告発件数並びに新規開設又は構造設備の変更に伴う使用許可件数について、本年度中の状況を表側の区分により計上すること。  
 なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。
- 2 「立入検査延件数(1)」には、法第25条第1項に規定する立入検査を行った延件数を計上すること。  
 例えば、同一の病院に3回出向いた場合は「3」と計上すること。
- 3 「増員又は業務の停止命令(2)」には、法第23条の2の規定により、人員の増員又は業務の停止を命じた件数を計上すること。
- 4 「新規開設に伴う使用許可件数(9)」「構造設備の変更に伴う使用許可件数(10)」には、新たに施設を開設したもの又は既存の施設で構造設備を変更したものについて、法第27条に規定する検査の後、使用許可証を交付した件数を計上すること。

(衛生行政報告例)

# 第 35 医 療 法 人

都道府県名

平成 16 年度末現在

1	6	1	3	5	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

	財 団 (1)	社 団		
		持分の定めのあるもの (2)	持分の定めのないもの (3)	計 (4)
医 療 法 人 (01)				
特 別 医 療 法 人 (02) ((01)の再掲)				
特 定 医 療 法 人 (03) ((01)の再掲)				

	医 科 歯 科	
	(1)	(2)
一 人 医 師 医 療 法 人 (04) ((01)の再掲)		
設 立 (05)		
解 散 (06)		

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、医療法第45条第1項の規定により設立認可した医療法人の年度末現在の数を計上すること。  
ただし、2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（厚生労働大臣所管分）については計上しないこと。
- 2 「財団(1)」には、財団たる医療法人の数を年度末現在で計上すること。
- 3 「社団」には、社団たる医療法人であって、定款に「持分の定めのあるもの(2)」（例えば、定款に解散時における残余財産の帰属処分の方法として「出資額に応じて分配する」等の記載のあるもの。）と「持分の定めのないもの(3)」に分けて計上すること。
- 4 一人医師医療法人の「設立(05)」及び「解散(06)」には、その年度中に設立及び解散した法人数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 35 の 2 医療法人に対する指導・監督

都道府県名 \_\_\_\_\_

平成 16 年度分

1	6	1	3	5	2			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	指 導 の 状 況							
	勸告徴収 (1)	立入検査 (2)	改善命令 (3)	業務停止 (一部) (4)	業務停止 (全部) (5)	役員解任 告 (6)	設 立 認 可 取 消	
							第65条によるもの (7)	第66条によるもの (8)
医療法人								

日本工業規格A列4番

(注) この表には、医療法の規定に基づいて、医療法人に対して指導を行った数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 36 就業あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

都道府県名

1	6	2	3	6	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

平成 16 年末現在

	あん摩マッサージ指圧師 (1)	はり師 (2)	きゆう師 (3)	柔道整復師 (4)
目が見える者 (01)				
目が見えない者 (02)				

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、業務に従事する施術者の年末現在数を、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 19 号）第 22 条及び第 24 条並びに柔道整復師法施行規則（平成 2 年厚生省令第 20 号）第 17 条の規定による施術所の届出事項から目が見える者、見えない者に区分（柔道整復師を除く。）して計上すること。
- 2 12月31日付で施術所の開設又は出張業務若しくは滞在業務の開始を届け出た者は計上し、廃止を届け出た者は計上しないこと。
- 3 表頭の 2 以上の業務を行っている者については、該当区分にそれぞれ「1」とすること。



(衛生行政報告例)

### 第 37 あん摩、マッサージ及び指圧、 はり、きゅう並びに柔道整復の施術所

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	3	7	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所 (1)	はり及びきゅうを行う 施 術 所 (2)	あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゅうを行う施術所 (3)	そ の 他 の 施 術 所 (4)	柔 道 整 復 の 施 術 所 (5)

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）第22条及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）第17条による施術所の届出事項から、施術所の年末現在数を、業務の種類別に区分して計上すること。
- 2 同一施術所において、「柔道整復(5)」と「あん摩マッサージ指圧(1)」から「その他(4)」までのいずれかの業務を併せて行っている場合のみ、それぞれに「1」と計上すること。
- 3 12月31日付で施術所の開設を届け出たものは計上し、廃止を届け出たものは計上しないこと。

### 第 38 就業歯科衛生士の年齢階級別状況

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	3	8	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	就 業 場 所								
	保 健 所 (1)	市 町 村 (2)	病 院 (3)	診 療 所 (4)	介 護 老 人 保 健 施 設 (5)	事 業 所 (6)	歯 科 衛 生 士 学 校 又 は 養 成 所 (7)	そ の 他 (8)	計 (9)
22 歳 未 満 (01)									
22 (02)									
23 (03)									
24 (04)									
25 ~ 29 (05)									
30 ~ 34 (06)									
35 ~ 39 (07)									
40 ~ 44 (08)									
45 ~ 49 (09)									
50 ~ 54 (10)									
55 ~ 59 (11)									
60 ~ 64 (12)									
65 歳 以 上 (13)									
計 (14)									

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、歯科衛生士法第 7 条第 3 項の規定による届出に基づき、12月31日現在の就業歯科衛生士の数を、表頭の区分別に計上すること。  
2 「就業場所」には、歯科衛生士業務従事者届（以下「届出票」という。）の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。  
3 「年齢階級別」には、届出票の「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

第 39 就業歯科技工士の年齢階級別状況

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	3	9	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	就 業 場 所							
	技 工 所		病 院 ・ 診 療 所		そ の 他		計	
	男 (1)	女 (2)	男 (3)	女 (4)	男 (5)	女 (6)	男 (7)	女 (8)
25 歳 未 満 (01)								
25 ~ 29 (02)								
30 ~ 34 (03)								
35 ~ 39 (04)								
40 ~ 44 (05)								
45 ~ 49 (06)								
50 ~ 54 (07)								
55 ~ 59 (08)								
60 ~ 64 (09)								
65 歳 以 上 (10)								
計 (11)								

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、歯科技工士法（以下「法」という。）第7条第3項の規定による届出に基づき、12月31日現在の就業歯科技工士の数を、表頭の区分別に計上すること。  
 2 「技工所」には、法第2条第3項に規定する歯科技工所に勤務する者の数を計上すること。  
 3 「病院・診療所」には、病院又は診療所に勤務して、当該病院又は診療所において治療中の患者のための歯科技工を行っている者の数を計上すること。  
 なお、病院又は診療所に勤務する者であっても、当該病院又は診療所において治療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている者は「技工所」に計上すること。  
 4 「その他」には、「技工所」「病院・診療所」以外の場所で歯科技工を行っている者の数を計上すること。  
 5 性・年齢階級別には、届出票の「性」・「年齢」によりそれぞれ該当する区分に計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 40 歯 科 技 工 所

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	4	0	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	歯 科 技 工 士 数 別					計 (6)
	1 人 (1)	2 人 (2)	3 人 (3)	4 人 (4)	5 人以上 (5)	
歯 科 技 工 所						

日本工業規格 A 列 4 番

(注) この表には、歯科技工士法第 2 条第 3 項に規定する歯科技工所の年末現在数を、法第 21 条の規定による届出に基づいて、業務に従事する歯科技工士数別に区分して計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 41 准看護師の免許交付

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	4	1	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

男 (1)	女 (2)

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、保健師助産師看護師法の規定により、都道府県知事が本年度中に新たに与えた免許の数を計上すること。  
2 「男(1)」、「女(2)」には、法第 8 条の規定により、都道府県知事が准看護師試験に合格した者に与えた免許の数を、法第 12 条の准看護師籍から計上すること。

第 42 就業保健師の年齢階級別状況

1 6 2 4 2 0

都道府県名  
平成 16 年末現在

		業務に従事する場所																				計			
		病院			診療所		助産所			訪問看護ステーション		介護保険施設等				社会福祉施設			保健所又は市町村		事業所		看護師等学校・養成所又は研究機関	その他	
		病棟	外来	その他	有床	無床	開設者	従事者	出張のみによる者	管理者	従事者	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所	居宅介護支援事業所	老人福祉施設	児童福祉施設	その他	保健所	市町村					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)			
男	25 歳 未 満 (01)																								
	25 ~ 29 (02)																								
	30 ~ 34 (03)																								
	35 ~ 39 (04)																								
	40 ~ 44 (05)																								
	45 ~ 49 (06)																								
	50 ~ 54 (07)																								
	55 ~ 59 (08)																								
	60 ~ 64 (09)																								
	65 歳 以 上 (10)																								
	計 (11)																								
女	25 歳 未 満 (12)																								
	25 ~ 29 (13)																								
	30 ~ 34 (14)																								
	35 ~ 39 (15)																								
	40 ~ 44 (16)																								
	45 ~ 49 (17)																								
	50 ~ 54 (18)																								
	55 ~ 59 (19)																								
	60 ~ 64 (20)																								
	65 歳 以 上 (21)																								
	計 (22)																								

(注) 1 この表は、保健師助産師看護師法(以下「法」という。)第2条に規定する保健師のうち、12月31日現在の就業保健師の数を、法第33条の規定による届出に基づき計上するものであること。  
 2 「業務に従事する場所」には、保健師業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。  
 3 「年齢階級別」には、届出票の「生年月日」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

第 43 就業助産師の年齢階級別状況

1 6 2 4 3 0

都道府県名  
平成 16 年末現在

年齢階級	業務に従事する場所																						
	病院			診療所		助産所			訪問看護ステーション		介護保険施設等				社会福祉施設			保健所又は市町村		事業所	看護師等学校・養成所又は研究機関	その他	計
	病棟	外来	その他	有床	無床	開設者	従事者	出張のみによる者	管理者	従事者	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所	居宅介護支援事業所	老人福祉施設	児童福祉施設	その他	保健所	市町村				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	
25 歳 未 満 (01)																							
25 ~ 29 (02)																							
30 ~ 34 (03)																							
35 ~ 39 (04)																							
40 ~ 44 (05)																							
45 ~ 49 (06)																							
50 ~ 54 (07)																							
55 ~ 59 (08)																							
60 ~ 64 (09)																							
65 歳 以 上 (10)																							
計 (11)																							

日本工業規格A列3番

(注) 1 この表は、保健師助産師看護師法(以下「法」という。)第3条に規定する助産師のうち、12月31日現在の就業助産師の数を、法第33条の規定による届出に基づき計上するものであること。  
 2 「業務に従事する場所」には、助産師業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。  
 3 「年齢階級別」には、届出票の「生年月日」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

第 44 就業看護師の年齢階級別状況

都道府県名

平成

16

年末現在

1	6	2	4	4	0		
---	---	---	---	---	---	--	--

		業務に従事する場所																				計			
		病院			診療所		助産所			訪問看護ステーション		介護保険施設等				社会福祉施設			保健所又は市町村		事業所		看護師等学校・養成所又は研究機関	その他	
		病棟	外来	その他	有床	無床	開設者	従事者	出張のみによる者	管理者	従事者	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所	居宅介護支援事業所	老人福祉施設	児童福祉施設	その他	保健所	市町村					
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)			
男	25 歳 未 満 (01)																								
	25 ~ 29 (02)																								
	30 ~ 34 (03)																								
	35 ~ 39 (04)																								
	40 ~ 44 (05)																								
	45 ~ 49 (06)																								
	50 ~ 54 (07)																								
	55 ~ 59 (08)																								
	60 ~ 64 (09)																								
	65 歳 以 上 (10)																								
	計 (11)																								
女	25 歳 未 満 (12)																								
	25 ~ 29 (13)																								
	30 ~ 34 (14)																								
	35 ~ 39 (15)																								
	40 ~ 44 (16)																								
	45 ~ 49 (17)																								
	50 ~ 54 (18)																								
	55 ~ 59 (19)																								
	60 ~ 64 (20)																								
	65 歳 以 上 (21)																								
	計 (22)																								

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表は、保健師助産師看護師法(以下「法」という。)第5条に規定する看護師(法第53条1項に規定する者を含む。以下同じ。)のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。  
 2 「業務に従事する場所」には、看護師業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。  
 3 「年齢階級別」には、届出票の「生年月日」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。



第 45 就業准看護師の年齢階級別状況

1 6 2 4 5 0

都道府県名

平成 16

年末現在

	就業准看護師の年齢階級別状況																					
	業務に従事する場所											業務に従事する場所										
	病院			診療所		助産所		訪問看護ステーション		介護保険施設等				社会福祉施設			保健所又は市町村			事業所	看護師等学校・養成所又は研究機関	その他
病棟	外来	その他	有床	無床	開設者	従事者	出張のみによる者	管理者	従事者	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	居宅サービス事業所	居宅介護支援事業所	老人福祉施設	児童福祉施設	その他	保健所	市町村				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
男	20 歳 未 満 (01)																					
	20 ~ 24 (02)																					
	25 ~ 29 (03)																					
	30 ~ 34 (04)																					
	35 ~ 39 (05)																					
	40 ~ 44 (06)																					
	45 ~ 49 (07)																					
	50 ~ 54 (08)																					
	55 ~ 59 (09)																					
	60 ~ 64 (10)																					
	65 歳 以 上 (11)																					
	計 (12)																					
女	20 歳 未 満 (13)																					
	20 ~ 24 (14)																					
	25 ~ 29 (15)																					
	30 ~ 34 (16)																					
	35 ~ 39 (17)																					
	40 ~ 44 (18)																					
	45 ~ 49 (19)																					
	50 ~ 54 (20)																					
	55 ~ 59 (21)																					
	60 ~ 64 (22)																					
	65 歳 以 上 (23)																					
	計 (24)																					

(注) 1 この表は、保健師助産師看護師法(以下「法」という。)第6条に規定する准看護師のうち、12月31日現在で就業している者の数を、法第33条の規定による届出に基づいて計上するものであること。  
 2 「業務に従事する場所」には、准看護師業務従事者届(以下「届出票」という。)の「業務に従事する場所」の区分により計上すること。  
 3 「年齢階級別」には、届出票の「生年月日」によりそれぞれの該当する区分に計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 46 就業保健師・助産師・看護師・准看護師の従事期間状況

都道府県名

平成 16 年末現在

1	6	2	4	6	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

	従 事 期 間							
	1 年 未 満			1 年 以 上 2 年 未 満			2 年 以 上	計
	再 就 業 (1)	転 職 (2)	そ の 他 (3)	再 就 業 (4)	転 職 (5)	そ の 他 (6)		
保 健 師 (01)								
助 産 師 (02)								
看 護 師 (03)								
准 看 護 師 (04)								

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表は、保健師助産師看護師法（以下「法」という。）に規定する保健師、助産師、看護師、准看護師のうち12月31日現在で就業している者の数を法第33条の規定により行う「保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届」（以下「届出票」という。）に基づいて計上するものであること。
- 2 「従事期間」には届出票の「従事期間等」の区分により計上すること。また、従事期間が2年未満の場合は届出票の「従事開始の理由」の区分によりそれぞれ計上すること。

(衛生行政報告例)

# 第 47 薬 局

都道府県名

平成 16 年度末現在

1	6	1	4	7	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

開設者が自ら管理している薬局 (1)	開設者が自ら管理していない薬局 (2)	計 (3)	無 薬 局 町 村 (4)

日本工業規格A列4番

(注) この表には、薬事法第5条第1項の規定により許可を受けている薬局（法第5条第2項の規定により更新を受けたものを含む。）の年度末現在数を、同法施行規則第8条に規定する許可台帳に基づいて計上するとともに、薬局の開設されていない町村の数を年度末現在により計上すること。  
なお、薬局数を計上する際、法人が開設している薬局は「開設者が自ら管理していない薬局(2)」に計上すること。

第 48 薬 事 監 視

都道府県名

平成

16

年度分

1 6 1 4 8 0

	許可・届出施設数 (年度末現在) (1)	立入検査施行施設数 (年度中) (2)	違反発見施設数 (年度中) (3)	違反発見件数 (年度中)										処分件数 (年度中)					告 (年度中) 件数 (20)		
				無許可無届業 (4)	無許可品 (5)	不良品 (6)	不正表示品 (7)	虚偽・誇大等 (8)	毒譲渡の等 (9)	毒貯蔵陳列の列 (10)	の譲渡記録等 要指示医薬品 (11)	制限販目売 (12)	構造不設備 (13)	その他 (14)	許可取消・止 (15)	改繕命令等 構造設備 (16)	検査命令等 (17)	廃棄等 (18)		その他 (19)	
薬局 (01)																					
製薬業	専業 大臣許可分 (02)																				
	知事許可分 (03)																				
薬局	大臣許可分 (04)																				
	知事許可分 (05)																				
輸販入業	大臣許可分 (06)																				
	知事許可分 (07)																				
一般販売業 (08)																					
卸売一般販売業 (09)																					
薬種商販売業 (10)																					
特例販売業 (11)																					
配販置従事者 (12)																					
業務上取り扱う施設 (13)																					
医薬部外品	製造業 (14)																				
	輸入販売業 (15)																				
	販売業 (16)																				
	業務上取り扱う施設 (17)																				
化粧品	製造業 (18)																				
	輸入販売業 (19)																				
	販売業 (20)																				
	業務上取り扱う施設 (21)																				
医療用	製薬業 大臣許可分 (22)																				
	知事許可分 (23)																				
療具	専業修理業 (24)																				
	輸販入業 大臣許可分 (25)																				
具	知事許可分 (26)																				
	販売業 (27)																				
具	賃貸業 (28)																				
	業務上取り扱う施設 (29)																				
計 (30)																					

日本工業規格 A 列 3 番

(注) 1 この表には、薬事法の規定に基づいて、都道府県知事、政令市の市長又は特別区の区長の許可を受けている施設及び届出のあった施設数、都道府県、政令市又は特別区の薬事監視員が行った立入検査施設数、立入検査による違反発見施設数並びに違反発見件数（立入検査を行わないで発見された違反を含む。）、処分及び告発件数を、業種別（表側29区分をいう。）に計上すること。  
 なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること。  
 2 国の別途指示によって行った、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（以下「医薬品等」という。）の品質に関する一斉取締り、医薬品及び医療用具の製造（輸入販売）に係る法第43条の規定による検定のために行った検定品の抜き取り及び業許可更新申請に基づく医薬品等のGMP適合性調査については計上しないこと。

(衛生行政報告例)

# 第 49 毒 物 劇 物 監 視

都道府県名

平成 16 年度分

1 6 1 4 9 0

	登録・届出 ・許可施設数 (年度末現在) (1)	立入検査 施行施設 数 (年度中) (2)	違反発見 施設数 (年度中) (3)	毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの収去 (4)	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの (5)	無登録・無 届・無許可 施設発見件 数 (6)	処 分 件 数				告 発 件 数 (11)	
							登 録 ・ 許 可 取 消 (7)	業 務 停 止 (8)	設 備 改 善 命 令 (9)	そ の 他 (10)		
製 造 業	大臣登録分 (01)											
	知事登録分 (02)											
輸 入 業	大臣登録分 (03)											
	知事登録分 (04)											
一 般 販 売 業 (05)												
農 業 用 品 目 販 売 業 (06)												
特 定 品 目 販 売 業 (07)												
電 気 め っ き 事 業 (08)												
金 属 熱 処 理 事 業 (09)												
毒 物 劇 物 運 送 事 業 (10)												
し ろ あり 防 除 事 業 (11)												
法 第 22 条 第 5 項 の 者 (12)												
計 (13)												
特 定 毒 物 研 究 者 (14)												

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表には、毒物及び劇物取締法の規定に基づく登録又は届出が行われている施設及び許可を受けている特定毒物研究者の年度末現在数並びに立入検査施行施設数、違反発見施設数、無登録・無届・無許可施設の発見件数並びに処分及び告発件数等について、その年度中に都道府県知事、政令市の市長及び特別区の区長並びに都道府県、政令市及び特別区の毒物劇物監視員が行った毒物劇物監視の状況を業種別（「製造業」、「輸入業」などの表側の13区分をいう。以下同じ。）に区分して計上すること。  
 なお、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市及び特別区分を含めて計上すること。  
 2 「登録・届出・許可施設数(1)」には、登録又は届出が行われている施設及び許可を受けている特定毒物研究者の数（休止又は業務停止中のものを含む。）を年度末現在により業種別に計上すること。  
 3 法第17条第1項及び第2項の規定により毒物劇物監視員が行った立入検査の施行施設数等並びに処分及び告発件数を、業種別に計上すること。  
 例えは、甲業の登録を受けている者が、無登録で乙業の営業を行っている場合に乙業に関する立入検査、処分又は告発を行ったときには、表側の乙業に計上すること。  
 4 「試験の結果毒物劇物又は政令で定める毒物劇物含有物であったもの(5)」には、収去したもので、試験の結果、本年度中に毒物劇物又は施行令及び指定令に定める毒物劇物含有物であることが判明した件数を計上すること。

(衛生行政報告例)

## 第 50 不 妊 手 術

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	5	0	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

		20～24 歳 (1)	25～29 歳 (2)	30～34 歳 (3)	35～39 歳 (4)	40～44 歳 (5)	45～49 歳 (6)	50歳 以 上 (7)	不 詳 (8)	計 (9)
男	第 1 号 該 当 (01)									
	第 2 号 該 当 (02)									
	計 (03)									
女	第 1 号 該 当 (04)									
	第 2 号 該 当 (05)									
	計 (06)									
合 計 (07)										

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表は、母体保護法（以下「法」という。）第3条の規定に基づき医師が行った不妊手術件数を計上すること。  
2 「年齢階級別」には、不妊手術実施報告票（以下「報告票」という。）の「手術を受けた者の年齢」欄によりそれぞれの該当する区分に計上すること。  
3 「性別」、「第1号該当、第2号該当」には、報告票の「該当条文」の別について性別に計上すること。

### 第 51 人工妊娠中絶

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	5	1	0												
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		15 歳未満 (1)	15 歳 (2)	16 歳 (3)	17 歳 (4)	18 歳 (5)	19 歳 (6)	20 ~ 24 歳 (7)	25 ~ 29 歳 (8)	30 ~ 34 歳 (9)	35 ~ 39 歳 (10)	40 ~ 44 歳 (11)	45 ~ 49 歳 (12)	50 歳以上 (13)	不詳 (14)	計 (15)
満 7 週 以前	第 1 号 該 当 (01)															
	第 2 号 該 当 (02)															
	計 (03)															
満 8 ~ 11 週 週	第 1 号 該 当 (04)															
	第 2 号 該 当 (05)															
	計 (06)															
満 12 ~ 15 週 週	第 1 号 該 当 (07)															
	第 2 号 該 当 (08)															
	計 (09)															
満 16 ~ 19 週 週	第 1 号 該 当 (10)															
	第 2 号 該 当 (11)															
	計 (12)															
満 20・21 週 週	第 1 号 該 当 (13)															
	第 2 号 該 当 (14)															
	計 (15)															
不 詳 (16)																
合 計 (17)																

日本工業規格 A 列 4 番

- (注) 1 この表は、母体保護法（以下「法」という。）第14条第1項、2項の規定に基づき医師が行った人工妊娠中絶件数を計上すること。  
 2 「年齢階級別」には、人工妊娠中絶実施報告票（以下「報告票」という。）の「手術を受けた者の年齢」欄によりそれぞれの該当する区分に計上すること。  
 3 「妊娠週数」、「第1号該当」、「第2号該当」には、報告票の「該当条文」の別について妊娠週数別に計上すること。  
 4 「不詳」には、妊娠週数が無記入のものなどを計上すること。

第 52 特定疾患（難病）医療受給者証所持者数

都道府県名  
平成 16 年度分

1 6 1 5 2 0

	男								女							
	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
ベ ー チ ェ ッ ト 病 (01)																
多 発 性 硬 化 症 (02)																
重 症 筋 無 力 症 (03)																
全 身 性 エ リ テ マ ト ー デ ス (04)																
ス モ ン (05)																
再 生 不 良 性 貧 血 (06)																
サ ル コ イ ド ー シ ス (07)																
筋 萎 縮 性 側 索 硬 化 症 (08)																
強 皮 症、皮 膚 筋 炎 及 び 多 発 性 筋 炎 (09)																
特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 (10)																
結 節 性 動 脈 周 囲 炎 (11)																
潰 瘍 性 大 腸 炎 (12)																
大 動 脈 炎 症 候 群 (13)																
ビ ュ ル ガ ー 病 (14)																
天 疱 瘡 (15)																
脊 髄 小 脳 変 性 症 (16)																
ク ロ ー ン 病 (17)																
難 治 性 の 肝 炎 の う ち の 劇 症 肝 炎 (18)																
悪 性 関 節 リ ウ マ チ (19)																
パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、 大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） (20)																
ア ミ ロ イ ド ー シ ス (21)																
後 縦 韌 帯 骨 化 症 (22)																
ハ ン チ ン ト ン 病 (23)																
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症） (24)																
ウ ェ ゲ ナ ー 肉 芽 腫 症 (25)																
特 発 性 拡 張 型（うっ血型）心筋症 (26)																
他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ 橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） (27)																
表皮水泡症（接合部型及び栄養障害型） (28)																
膿 疱 性 乾 癬 (29)																
広 範 脊 柱 管 狭 窄 症 (30)																
原 発 性 胆 汁 性 肝 硬 変 (31)																
重 症 急 性 膵 炎 (32)																
特 発 性 大 腿 骨 頭 壊 死 症 (33)																
混 合 性 結 合 組 織 病 (34)																
原 発 性 免 疫 不 全 症 候 群 (35)																
特 発 性 間 質 性 肺 炎 (36)																
網 膜 色 素 変 性 症 (37)																
プ リ オ ン 病 (38)																
原 発 性 肺 高 血 圧 症 (39)																
神 経 織 維 腫 症 (40)																
亜 急 性 硬 化 性 全 脳 炎 (41)																
バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 (42)																
特 発 性 慢 性 肺 血 栓 塞 栓 症（肺 高 血 圧 型） (43)																
ライソゾーム病（ファブリー[Fabry]病含む。） (44)																
副 腎 白 質 ジ ス ト ロ フ ィ ー (45)																

(注) この表には、本年度末現在における都道府県の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。



第 53 特定疾患（難病）登録者証所持者数

都道府県名

1 6 1 5 3 0

平成 16 年度分

		0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
男	ペーチェット病 (01)								
	重症筋無力症 (02)								
	全身性エリテマトーデス (03)								
	再生不良性貧血 (04)								
	サルコイドーシス (05)								
	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (06)								
	特発性血小板減少性紫斑病 (07)								
	結節性動脈周囲炎 (08)								
	潰瘍性大腸炎 (09)								
	大動脈炎症候群 (10)								
	ビュルガー病 (11)								
	天疱瘡 (12)								
	クローソン病 (13)								
	悪性関節リウマチ (14)								
	ウェゲナー肉芽腫症 (15)								
	膿疱性乾癬 (16)								
	特発性大腿骨頭壊死症 (17)								
	混合性結合組織病 (18)								
	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群 (19)								
女	ペーチェット病 (20)								
	重症筋無力症 (21)								
	全身性エリテマトーデス (22)								
	再生不良性貧血 (23)								
	サルコイドーシス (24)								
	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (25)								
	特発性血小板減少性紫斑病 (26)								
	結節性動脈周囲炎 (27)								
	潰瘍性大腸炎 (28)								
	大動脈炎症候群 (29)								
	ビュルガー病 (30)								
	天疱瘡 (31)								
	クローソン病 (32)								
	悪性関節リウマチ (33)								
	ウェゲナー肉芽腫症 (34)								
	膿疱性乾癬 (35)								
	特発性大腿骨頭壊死症 (36)								
	混合性結合組織病 (37)								
	バッド・キアリ (Budd-Chiari) 症候群 (38)								

日本工業規格A列3番

(注) この表には、本年度末現在における都道府県の特定疾患登録者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患のうち、「軽快者」が設定された19疾患以外の疾患の者については計上しないこと。

第 54 特定疾患（難病）医療受給者証・登録者証の変更状況

都道府県名  
平成 16 年度分

1 6 1 5 4 0

	特定疾患医療受給者証から特定疾患登録者証への変更								特定疾患登録者証から特定疾患医療受給者証への変更							
	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)	0～9歳 (9)	10～19歳 (10)	20～29歳 (11)	30～39歳 (12)	40～49歳 (13)	50～59歳 (14)	60～69歳 (15)	70歳以上 (16)
男	ベ	ー	チ	ェ	ッ	ト	病 (01)									
	重	症	筋	無	力	症 (02)										
	全	身	性	エ	リ	テ	マ	ト	ー	デ	ス (03)					
	再	生	不	良	性	貧	血 (04)									
	サ	ル	コ	イ	ド	ー	シ	ス (05)								
	強	皮	症、	皮	膚	筋	炎	及	び	多	発	性	筋	炎 (06)		
	特	発	性	血	小	板	減	少	性	紫	斑	病 (07)				
	結	節	性	動	脈	周	囲	炎 (08)								
	潰	瘍	性	大	腸	炎 (09)										
	大	動	脈	炎	症	候	群 (10)									
	ビ	ュ	ル	ガ	ー	病 (11)										
	天	疱	瘡													
	ク	ロ	ー	ン	病 (13)											
	悪	性	関	節	リ	ウ	マ	チ (14)								
	ウ	ェ	ゲ	ナ	ー	肉	芽	腫	症 (15)							
	膿	疱	性	乾	癬 (16)											
	特	発	性	大	腿	骨	頭	壊	死	症 (17)						
	混	合	性	結	合	組	織	病 (18)								
	バ	ッ	ド	・	キ	ア	リ	(Budd-Chiari)症候群 (19)								
女	ベ	ー	チ	ェ	ッ	ト	病 (20)									
	重	症	筋	無	力	症 (21)										
	全	身	性	エ	リ	テ	マ	ト	ー	デ	ス (22)					
	再	生	不	良	性	貧	血 (23)									
	サ	ル	コ	イ	ド	ー	シ	ス (24)								
	強	皮	症、	皮	膚	筋	炎	及	び	多	発	性	筋	炎 (25)		
	特	発	性	血	小	板	減	少	性	紫	斑	病 (26)				
	結	節	性	動	脈	周	囲	炎 (27)								
	潰	瘍	性	大	腸	炎 (28)										
	大	動	脈	炎	症	候	群 (29)									
	ビ	ュ	ル	ガ	ー	病 (30)										
	天	疱	瘡													
	ク	ロ	ー	ン	病 (32)											
	悪	性	関	節	リ	ウ	マ	チ (33)								
	ウ	ェ	ゲ	ナ	ー	肉	芽	腫	症 (34)							
	膿	疱	性	乾	癬 (35)											
	特	発	性	大	腿	骨	頭	壊	死	症 (36)						
	混	合	性	結	合	組	織	病 (37)								
	バ	ッ	ド	・	キ	ア	リ	(Budd-Chiari)症候群 (38)								

(注) この表には、本年度中の都道府県の特定疾患医療受給者所持者の特定疾患登録者証への変更、又は特定疾患登録者証所持者の特定疾患医療受給者証への変更の状況を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患のうち、「軽快者」が設定された19疾患以外の疾患の者については計上しないこと。

(衛生行政報告例)

## 第 55 特定疾患（難病）医療受給者証・登録者証所持者の状況

都道府県名

平成 16 年度分

1	6	1	5	5	0			
---	---	---	---	---	---	--	--	--

		在 宅					入 院 (7)	そ の 他 (8)	不 明 (9)	計 (6)~(9) (10)	(再 掲) 治 癒 (11)	
		家庭内の生活自立			そ の 他 (4)	不 明 (5)						計 (6)
		(1)	(再掲)就労 (2)	(再掲)就学 (3)								
特定疾患 医療受給者証所持者	男 (01)											
	女 (02)											
特定疾患 登録者証所持者	男 (03)											
	女 (04)											

日本工業規格A列4番

- (注) 1 この表には、都道府県が本年度中に行った難病に関わる相談等の業務の中で把握した特定疾患医療受給者証所持者及び特定疾患登録者証所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。  
2 「在宅」及び「入院」については原則として年度末現在の現状とし、「治癒」については年度間に起こったものを計上すること。